

基本方針 つながり大切に みんなが支え合い 安心して暮らせるまち すその 令和4年度 裾野市社会福祉協議会事業計画

すその社協だより
発行：(福)裾野市社会福祉協議会
〒410-1117 裾野市石脇524-1 福祉保健会館2F
電話 〈055〉992-5750 / FAX 〈055〉993-5909
E-mail: info@syakyo-susono.or.jp ・ http://www.syakyo-susono.or.jp/

裏面 令和4年度事業の紹介ほか

**新型コロナウイルス感染症の影響で
収入が減少し生活に困窮される方へ**

生活福祉資金特例貸付のご案内
厚生労働省生活支援特設HP
<https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>
個人向け緊急小口資金・総合支援資金 コールセンター
TEL : 0120-46-1999 受付:9時~21時 (土日含む)

重点施策

- 1.地域づくり** 困りごとを抱えたまま社会から切り離されている人や世帯、地域の中で排除されている世帯を「気にかげられる」地域づくり、地域ならではの温かい支援活動ができる地域になるように取り組みます。
(1) 「かかわること」を第一に、当事者の課題を発見します。
(2) 困難な状況を抱える子供の成長を地域が応援する働きかけをします。
(3) 心配事の予防、社会参加の支援をします。
(4) 住民の善意に呼びかけ。善意を活かす活動に取り組みます。
- 2.総合相談** 社協は「まるごと相談どころ」、困りごとの相談は、本人からも支援者からも入ってきます。社協に入った相談は全力でいったん受け止めて整理します。相談から福祉課題を整理し、住民や関係者に呼びかけ解決を進めます。
- 3.ネットワーク** 関係する機関の専門職同士が本人を真ん中において協力できるよう、日頃からの関係づくりを行います。
また、連絡調整役を担います。相談への対応はオール社協で話し合い、動きます。専門機関だけのネットワークではなく、地域の支援者ともつながる場を作ります。

コロナ禍において、社会福祉の実践現場は様々な課題に直面しています。感染拡大にともなう雇用や労働問題に起因する生活困窮の拡大、福祉サービスの利用制限、地域活動の自粛、感染拡大の予防とサービス提供の両立を求められる福祉施設の運営、地域での感染者等への差別や排除など、様々な事象が表面化し、現場において試行錯誤の取り組みがなされてきました。

サロン活動においても今までのように、住民が集うことができなくなりました。そのような中でも、新たな取り組みとして、高校生が電話や手紙で高齢者につながる「声のちからプロジェクト」やYou Tubeでの「コロナ疲れに効く動画」配信などの企画を打ち出しました。

コロナ禍によりテレワークやネット会議など、我々の日常生活にも変化が生じています。Withコロナとして新たな生活様式に対応する地域福祉のあり方も継続して研究してまいります。

また、第5次地域福祉活動計画策定のため、作業委員の方々の協力により計画の成案を得たことは大変喜ばしく、感謝いたしております。

我々、裾野市社協は、本計画の基本理念である「つながり大切に、みんなが支え合い、安心して暮らせるまち、すその」にのっとり、地域住民および福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、だれもが支え合いながら安心して暮らすことができる「地域共生社会」の構築に向け、今後も活動を続けてまいります。

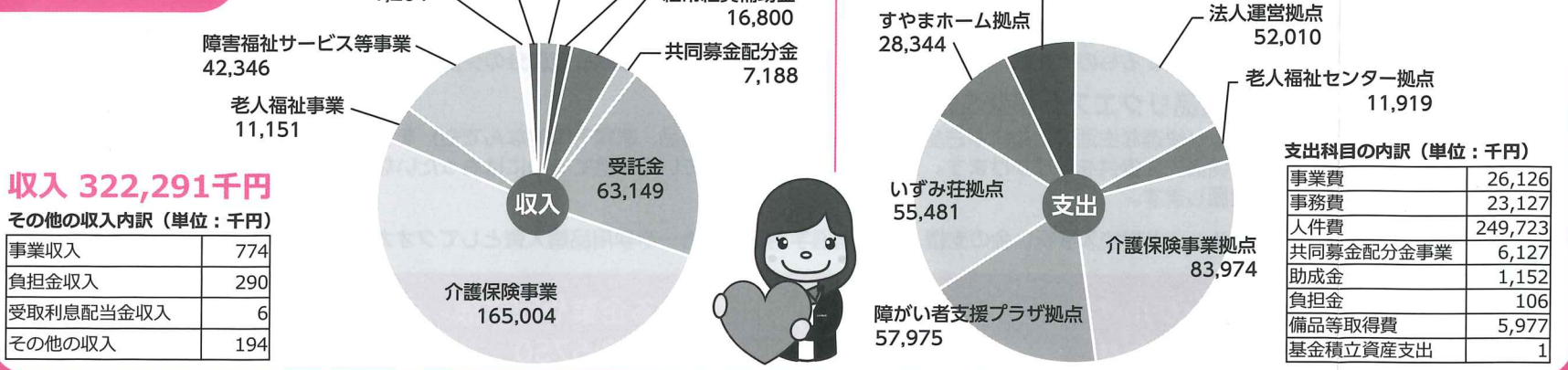


裾野市社会福祉協議会
会長 杉山 千恵

いきいき健康サロン千福が丘のみなさん
R4.4.5 観桜会を実施



令和3年度 決算報告



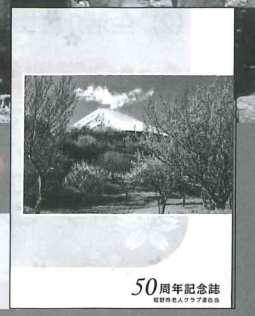
第5次地域福祉活動計画を策定 ⇒

電子ブックで閲覧できます
<https://www.print-for.com/susonosidai5jikatudoukeikaku>



裾野市老人クラブ連合会50周年記念誌を発行 ⇒

福祉保健会館2Fにて閲覧できます
〒410-1117 裾野市石脇524-1 TEL055-992-5750



令和4年度 事業計画



1 地域福祉活動事業

各種福祉団体と連携し、様々な制度、事業を利用して必要な支援を行い、総合的な地域福祉活動を展開します。

- (1) 広報活動事業（「すその社協だより」情報誌「ぼらんていあ」発行、Facebook,HP）
- (2) 社会福祉大会事業（功労者顕彰）
- (3) 福祉団体事業（民児協、身障者福祉会、精神障害者団体への助成）
- (4) 生活福祉資金貸付事業（緊急小口、教育支援資金など）
- (5) ボランティア推進事業（ボランティア養成、交流会、ボラ連支援、災害VC）
- (6) 日常生活自立支援事業（判断能力不十分者の金銭管理、福祉サービス利用援助）
- (7) 住民参加型在宅福祉サービス事業（会員制の支え会「お互いさまサービス」）
- (8) フードドライブ事業（生活困窮世帯への食品寄贈事業）
- (9) 子供の居場所応援隊事業（生活困窮世帯児童の夏休み学習等思い出作り事業）
- (10) みんなの家事業（こども食堂 or 配食一月2回）

2 在宅福祉活動事業

高齢者や障害者が在宅で安心して暮らすことができるよう、生活支援を行います。

- (1) 障害者福祉事業（おもちゃ図書館-障害児童、保護者の交流の場）※1
- (2) 車椅子の貸出事業（希望者へ最長3箇月まで貸出）
- (3) 福祉車両の貸出事業（車いす対応軽自動車2台、福祉バス1台）※1
- (4) 福祉有償運送事業（要介護、障害認定者の登録制、低廉にて移送）

※1：共同募金配分金の対象事業です。



社協
HP



社協
Facebook

3 共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金を原資に、高齢者・障害者の活動事業の助成や福祉育成活動および生活困窮者への歳末義捐金配分を行います。

- (1) 老人福祉活動（サロン運営支援、ゲートボール場整備助成、活動事業助成）
- (2) 障害児者福祉活動（障害者健康増進事業、活動事業助成）
- (3) 児童・青少年福祉活動（母子父子家庭入学祝い・児童遊園地遊具維持設置助成）
- (4) 福祉育成・援助活動（ふれあい広場 11/20）
- (5) 生活課題解決支援事業（災害見舞金事業、食料支援事業）
- (6) 歳末たすけあい配分事業（低所得世帯、施設入所者へ配分）
- (7) 学生服リユース事業（不要な中学校の制服等の寄付を募り必要な方に配布）



4 市受託事業

裾野市が行う地域福祉、在宅福祉事業について、市の施策、計画に基づき業務を受託しています。

- (1) 災害時要援護者避難支援計画作成事業（避難に他者の支援を必要とする方）
- (2) 福祉総合相談「なんでも相談」事業（悩み事・心配事、弁護士の専門相談）
- (3) 手話通訳者派遣事業（手話講習会、要約筆記者派遣含む）
- (4) 家族介護者交流事業（講演会、交流会、勉強会、見学会、介護だより発行など）
- (5) 介護予防事業（地区サロンや老クでの健康維持活動、介護予防ボランティア講座、介護予防・日常生活支援総合事業での協議体支援）
- (6) 老人福祉センター運営事業（施設維持管理、接客、老ク等送迎）
- (7) 地域包括支援センター事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、他）
- (8) サポートセンターしゃきょう事業（障害児者相談支援、福祉サービス利用計画）
- (9) 障がい者自立支援協議会事務局事業（協議会運営）
- (10) 成年後見制度推進事業（市民後見人講座終了者フォローアップ2市2町広域実施）

5 障害福祉サービス事業

介護の必要な障害者の生活介護や、障害者や障害児に創作、生産活動等や生活能力向上のための訓練や社会との交流を図る指導訓練を行います。

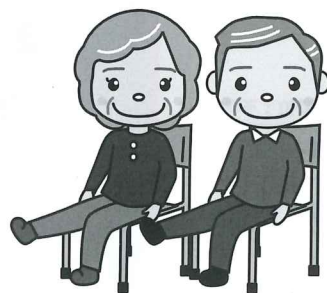
- (1) 放課後等デイサービス「めだか」事業（障害児用放課後児童教室）
- (2) 生活介護サービス「こじか」事業（18歳以上、障害認定3以上の生活介護訓練）

6 介護保険事業

要介護者及び要支援者に訪問介護、居宅介護支援、通所介護サービスを提供します。

- (1) ホームヘルプサービスセンター（訪問介護事業）
- (2) 居宅介護支援センター（ケアマネジメント、プラン作成）
- (3) デイサービスセンター（通所型介護施設：いずみ荘、すやまホーム）
（認知症対応型通所施設：金沢いきいきホーム）ふあ

本会で事務局を務めています「裾野市障がい者自立支援協議会」では、裾野市内の障がい児・者の福祉施設の紹介をYou Tubeで公開中！



令和4年度新規事業（この事業は、共同募金配分金を活用し実施します）

シングルペアレント応援事業 START!



本事業の目的

2019年国民生活基礎調査によると、ひとり親の現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率は48.1%と言われ、実に、ひとり親の半数近くが、相対的貧困に苦しんでいることとなります。また、コロナ禍によって職を失い、あるいは仕事自体が減り、収入減に苦しむ親が増えています。

就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は44.2%、「パート・アルバイト等」は43.8%と言われ、非正規雇用のシングルマザーが多い現状があり、平成27年のシングルマザー自身の平均年収は243万円とシングルファーザーと比較すると低い水準です。しかも、厚生労働省の調査によるとシングルマザーのうち養育費を受け取ったことがないと答えた人は全体の56%と半数以上にもなります。

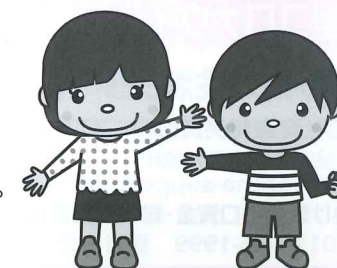
そこで、裾野市社会福祉協議会では相対的貧困であっても頑張っている、母子家庭を中心にシングルペアレント応援事業を実施します。

対象者

0歳から18歳未満の子供を扶養する母子、父子家庭および単身の祖父、祖母家庭で住民税非課税世帯、またはそれに相当する収入であること。
（上記世帯は戸籍に関係なく、実態が該当する母子父子家庭等であれば可）

登録制度

支援を希望する者は、社協との面談により生活実態を説明していただく必要があります。その結果、上記支援対象者となった場合、被支援者として登録されます。登録者の情報は個人情報ですので、守秘義務を守り、厳重に管理します。



支援内容

↓ 協賛企業・団体を募集しております ↓

①食糧支援

- ・緊急支援：「フードバンクふじのくに」へ食糧提供の要請を行うとともに、裾野市社協が3日分の食糧を独自に提供します。
- ・通常支援：不定期です。食料寄付により配分できる状態になった時、登録者に案内し、支援の希望を募ります。

②生活用品支援

- 日常生活に必要ではあるが、おろそかに成りがちな物を支援する。
 - ・粉ミルク（一人2か月分） ・紙おむつ（一人2か月分）
 - ・生理用品（一人2か月分） ・シャンプー、ボディソープ（世帯の2か月分）
 - ・歯ブラシ、歯磨き（世帯の2か月分） ・キッチン洗剤、洗濯洗剤、柔軟剤（世帯の2か月分）
- 以上の中で希望するものを2か月ごとに渡します。

③相談支援（なんでも相談）

相談支援員が生活や法律に関する相談を受け、それにより顧問弁護士による相談や、県の「ひとり親サポートセンター」、その他の関係機関とつなげます。例えば市や県行政と連携し、住居、就業、医療、子育て等の行政サービスによる支援が受けられないか検討します。

④子どもの居場所、学習支援

小学校生の夏休み、冬休みの思い出作りとして、集団遊びや学習支援を3日程度企画します。希望する家庭の小学生は参加できます。下記「みんなの家」利用者の中にも参加する児童がいます。

⑤「みんなの家」への参加

裾野市社協が行う子供食堂「みんなの家」は月2回夕食の提供をしています。福祉保健会館内の老人福祉センターで食事を提供するものですが、コロナの終息が見えないため、現在は家庭全員分の夕食弁当を配食しています。

⑥中古品リクエスト事業&逆リクエスト事業

より快適な生活のため、中古品でも欲しい品物（電化製品、家具その他なんでも）をリクエスト登録しておけば、社協の関係先に提供を呼びかけます。また、逆に不要となっているが捨てるのにはもったいない物を欲しい家庭に渡す事業も企画します。

その他：小中学校入学祝い金の支援、年1回通学用スニーカーや学用品購入費としてクオカード5千円の支援を行います。

シングルペアレント応援事業にご協力くださる企業や団体様。また、本事業利用について
問い合わせ 裾野市社会福祉協議会 TEL 992-5750